

特定非営利活動法人 森林セラピーソサエティ 役員倫理規定

第1条(目的)

この倫理規定は、特定非営利活動法人 森林セラピーソサエティの役員に対する指針である。倫理的な観点において、役員の行動を規定する礎とする。役員はこの倫理規定に従い、各分野における社会的信用を保持し、信頼される役職を実現することを目的として倫理の規範を定める。

第2条(使命)

役員は、「森林セラピスト」「森林セラピーガイド」の模範となるものとする。専門的知識と経験に基づき、「森林セラピスト」「森林セラピーガイド」とその顧客の立場にたって地域との橋渡しを行う。全国の森林セラピー基地・セラピーロードを舞台に森林セラピー活動を実践し、その健全な活動の発展に寄与することを使命とする。

第3条(社会に対する義務)

1. 法の遵守及び社会的信頼の保持

役員は、森林セラピーに関連する各種法令を遵守するとともに、本倫理規定を守る。そして、自らの使命の重要性に鑑み、高い社会的信頼を保持するよう努める。また、「森林セラピスト」「森林セラピーガイド」あるいはその顧客の違法行為や環境破壊行為を帮助してはならない。

2. 公正の堅持

役員は、業務の公正かつ適正な競争の維持に努めなければならない。業務を実施するにあたり、自己の立場・役割、業務の範囲などを明確に表明し、当事者間で紛争が生じないように努める。また、「森林セラピスト」「森林セラピーガイド」が顧客と契約した業務内容については、誠意をもって実施支援する。

3. 森林セラピー資格認定制度の普及

役員は、「森林セラピスト」「森林セラピーガイド」有資格者による森林セラピー活動の健全な発展と社会への浸透に努める。但し、第5項の守秘義務を遵守する。

4. 自己研鑽

役員は、常に己の業務を行うために必要な専門能力の向上、および最新の知識の獲得に努める。

5. 秘密保持(個人情報保護)

役員は、正当な理由による場合のほかは、業務の遂行に伴い知り得た個人情報を他人に漏洩したり、盗用してはならない。但し、すでに公表された個人情報を正当な手続きを踏み利用する場合はこの限りではない。

第4条 (利益相反等の防止及び開示)

- 役員は、利益相反を防止することを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をするとともに、情報公開規定に基づき公開しなければならない。
- 総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する役員を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役員に対して「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

附則1：この規定は、令和8年1月5日から施行する。（令和7年12月26日理事会決議）